

第57回定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2023年6月27日(火曜日) 午前10時
受付開始午前9時

開催場所 福島県福島市上町4番30号
クワークーリアンテ サンパレス
4階 ベリル

議案 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

私たちの
グループの理念

私たちは、
人々の「こころ」に
満足と安らぎをもたらす
サービスを提供する。

私たちの
経営方針

1. グループの全員が心を一つにし、高い企業価値を実現する。
2. 社員の自主性とパワーを最大限に生かした、社員主役の経営をすすめる。
3. どのお客様に対しても高品質のサービスを提供する。

目次

第57回定時株主総会招集ご通知 ……………	1
議決権行使等についてのご案内……………	4
本株主総会にご出席いただく株主の皆様へ…	6
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件……………	7
第2号議案 取締役（監査等委員である取締 役を除く。）6名選任の件 ……	8
第3号議案 監査等委員である取締役3名選 任の件 ……………	13
事業報告	
1. 企業集団の現況……………	17
2. 会社の現況……………	31
3. 株式会社の支配に関する基本方針……………	38
4. 株式会社の状況に関する重要な事項…	38
5. 剰余金の配当等の決定に関する方針…	38
連結計算書類……………	39
計算書類……………	41
監査報告……………	43

証券コード 6060

2023年6月7日

電子提供措置の開始日 2023年6月2日

株主の皆様へ

福島県福島市鎌田字舟戸前15番地1
こころネット株式会社
代表取締役社長 菅野孝太郎

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト <https://cocolonet.jp/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」を選択いただき、「IRニュース」からご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名」（会社名）に「こころネット」または「コード」に当社証券コード「6060」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、ご確認ください。）



なお、当日のご出席に代えて、事前にインターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使いただけますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月26日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | | |
|---------|-------|----------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 1. 日 | 時 | 2023年6月27日（火曜日）午前10時 | 受付開始午前9時 |
| 2. 場 | 所 | 福島県福島市上町4番30号
クワークリアンテ サンパレス 4階 ベリル
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) | |
| 3. 目的事項 | 報告事項 | 1. 第57期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 | |
| | | 2. 第57期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 | |
| 決議事項 | 第1号議案 | 剰余金処分の件 | |
| | 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 | |
| | 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 | |

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）による議決権行使において、各議案に賛否の記載がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 同一の株主様が書面（郵送）とインターネットによる双方の議決権行使をした場合で、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットによる議決権行使が複数回行われた場合で、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

議決権行使等についてのご案内

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です)

当日の受付開始は、午前9時を予定しております。

開催日時

2023年6月27日(火曜日)

午前10時



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年6月26日(月曜日)

午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月26日(月曜日)

午後5時30分入力完了分まで



- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいませうお願い申し上げます。
- ◎ 会社法改正により、電子提供措置事項について1頁に記載の各ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面(以下「本招集ご通知」という。)でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した本招集ご通知をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第17条第2項の規定に基づき、本招集ご通知には記載しておりません。

- ①業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ②連結株主資本等変動計算書
- ③連結注記表
- ④株主資本等変動計算書
- ⑤個別注記表

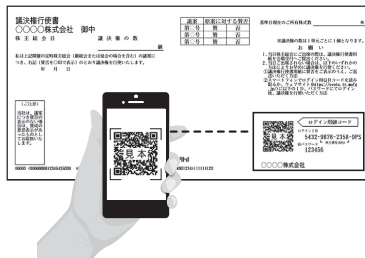
従いまして、本招集ご通知に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

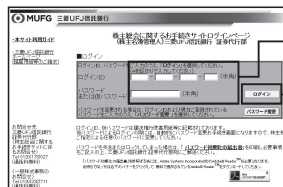
- 2 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

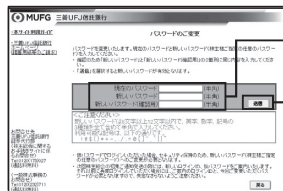
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

本株主総会にご出席いただく株主の皆様へ

新型コロナウイルス感染症が、感染症法において2類から5類へ移行になり、経済社会活動の平常化が進む中、本株主総会の対応については、以下のとおりとさせていただきます。また、ご出席いただく株主の皆様には、以下のご協力をお願い申し上げます。

1. 当社の対応

- ・当社出席役員及び株主総会運営スタッフのマスクの着用は、個人の判断に委ねることといたします。
- ・会場受付には、手指消毒用のアルコールをご用意させていただきます。
- ・本株主総会終了後の株主懇談会は、株主の皆様との対話の充実を図るため実施いたしません。
- ・ご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。あらかじめご了承ください。

2. ご出席いただく株主の皆様へ

- ・マスクの着用につきましては、ご出席いただく株主の皆様個人のご判断に委ねることといたします。ただし、本株主総会当日の新型コロナウイルス感染症の感染状況により、マスクの着用をお願いする場合がございます。
- ・検温につきましては、原則実施いたしません。株主の皆様がご自身で体調を確認していただき、発熱や咳などの症状がある場合は、ご出席をお控えいただくようお願いいたします。

今後の状況により本株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、下記ウェブサイトにてお知らせいたします。

- ・当社ウェブサイト <https://cocolonet.jp/>

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、株主の皆様へ安定した配当を継続的に行う当社の基本方針に則り、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 15円 配当総額 56,357,325円
剰余金の配当が効力を生じる日	2023年6月28日

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員が任期満了となります。つきましては、引き続き取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。本議案につきましては、独立社外取締役3名を含む5名の委員で構成される指名・報酬委員会でも審議したうえで取締役会において決定したものです。

なお、各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

候補者番号	氏名	現在の地位及び重要な兼職	属性
1	さいとう たかのり 齋藤 高紀	代表取締役会長	再任
2	かんの こうたろう 菅野 孝太郎	代表取締役社長 天津中建万里石石材有限公司 董事	再任
3	さわだ まさはる 澤田 正晴	取締役	再任
4	くま さか しゅういち 熊坂 秀一	取締役	再任
5	はねだ かつのり 羽田 和徳	取締役 株式会社たまのや 代表取締役 株式会社フルール 代表取締役	再任
6	いとう のぶひろ 伊藤 信弘	社外取締役 株式会社いちい 代表取締役社長 株式会社ヒロックス 代表取締役社長 株式会社アイホールディングス 代表取締役社長	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

さいとう たかのり
齋藤 高紀 (1948年4月1日)

所有する当社の株式数……………425,500株

再任

【職歴、当社における地位及び担当】

1970年4月 北海道東北開発公庫 (現 株式会社日本政策投資銀行) 入庫
1992年6月 旧 株式会社たまのや 代表取締役副社長
株式会社ふくしま互助会 (現 株式会社ハートライン) 代表取締役副社長
1995年11月 旧 株式会社たまのや 代表取締役社長
1996年6月 株式会社ふくしま互助会 (現 株式会社ハートライン) 代表取締役社長
1997年4月 株式会社サンストーン 代表取締役社長
2005年11月 カンノ・コーポレーション株式会社 (現 当社) 代表取締役副社長
2012年6月 当社 代表取締役社長
2021年4月 当社 代表取締役会長 (現任)

取締役候補者とした理由

齋藤高紀氏は、当社の社長として長年にわたりグループ全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上にも貢献しております。なお、2021年4月からは会長に就任し、その実績及び業界における長い経験と企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

かんのこうたろう
菅野孝太郎 (1968年6月7日)

所有する当社の株式数…………… 79,840株

再任

【職歴、当社における地位及び担当】

1993年4月 株式会社福島銀行 入行
2003年4月 旧 石のカンノ株式会社 (現 当社) 入社
2008年6月 新 石のカンノ株式会社 (現 カンノ・トレーディング株式会社) 取締役
2012年7月 当社 企画部長
2015年6月 当社 取締役
2019年6月 当社 代表取締役副社長
2021年4月 当社 代表取締役社長 (現任)

【重要な兼職の状況】

天津中建万里石石材有限公司 董事

取締役候補者とした理由

菅野孝太郎氏は、2012年7月から当社の企画部長を務め、取締役、副社長を歴任し、2021年4月からは社長として経営の指揮を執っております。グループ全社の業務にも精通し、経営全般に関わる幅広い知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

3

さわ だ まさはる
澤田 正晴 (1964年1月9日)

所有する当社の株式数…………… 3,900株

再任

【職歴、当社における地位及び担当】

1987年4月 株式会社第一勧業銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行
2003年1月 福銀リース株式会社（現 九州キャピタルファイナンス株式会社） 代表取締役
2008年1月 GEリアル・エステート株式会社 取締役資産管理事業本部長
2010年4月 独立行政法人 奄美郡島振興開発基金 理事長
2015年4月 富士炉材株式会社 代表取締役
2017年6月 アサヒホールディングス株式会社 企画部長
2018年7月 当社 入社 経営企画部長
2019年6月 当社 取締役（現任）
[担当] 経営企画部長

取締役候補者とした理由

澤田正晴氏は、不動産、金融並びに一般事業会社の役員として経営に携わるなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。また、2018年からは当社経営企画部長としてグループ全社に関わる諸施策の統括等、職務を適切に遂行しており、当社の更なる成長のために適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

くま さか しゅう いち
熊坂 秀一 (1964年11月11日)

所有する当社の株式数…………… 4,300株

再任

【職歴、当社における地位及び担当】

1983年3月 株式会社たまのや 入社
2008年4月 同社 催事事業部長
2014年4月 同社 総務部長
2014年6月 同社 取締役
2020年6月 当社 取締役（現任）
[担当] 人事部長

取締役候補者とした理由

熊坂秀一氏は、株式会社たまのやに入社以来、葬祭事業全般に従事し、2014年6月には同社取締役に就任しております。2020年6月から当社取締役人事部長として経営全般及び管理・運営業務に従事し、幅広い知見を有していることから取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

はねだ かつのり
羽田 和徳 (1959年4月10日)

所有する当社の株式数…………… 11,700株

再任

【職歴、当社における地位及び担当】

1983年4月 株式会社第一勧業銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 入行
2002年10月 同行 青森中央支店長
2004年7月 同行 広尾支店長
2010年11月 当社 営業開発部長 (株式会社みずほ銀行より出向)
2012年6月 当社 取締役
2015年6月 当社 常務取締役
2019年6月 当社 取締役 (現任)

【重要な兼職の状況】

株式会社たまのや 代表取締役
株式会社フルール 代表取締役

取締役候補者とした理由

羽田和徳氏は、長年にわたる金融機関での豊富な経験を有しており、当社入社後は営業開発部長を務め、2012年6月に取締役に就任しております。企業経営に関する幅広い知見も有していることから、今後も当社の経営の充実に資する人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

いとう のぶひろ
伊藤 信弘 (1957年2月10日)

所有する当社の株式数…………… 1,600株

再任

社外

独立

【職歴、当社における地位及び担当】

1983年3月 株式会社いちい 入社
1990年2月 同社 取締役管理部長
2000年3月 同社 常務取締役
2003年3月 同社 専務取締役
2003年10月 同社 代表取締役社長
2018年6月 当社 社外取締役 (現任)

【重要な兼職の状況】

株式会社いちい 代表取締役社長
株式会社ヒロックス 代表取締役社長
株式会社アイホールディングス 代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

伊藤信弘氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、公平かつ中立的な立場から当社の経営上有用な意見・助言をいただけるものと判断したことから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏には、企業経営者としての豊富なビジネス経験を生かし、当社において独立した客観的立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

- (注) 1 伊藤信弘氏は社外取締役候補者であります。
- 2 伊藤信弘氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。再任が承認された場合には引き続き独立役員とする予定であります。
- 3 伊藤信弘氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の在任期間は、本株主総会終結の時をもって5年となります。
- 4 当社は、伊藤信弘氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
- 5 監査等委員会は、各候補者を取締役を選任することが当社の企業価値向上に資すると判断しております。
- 6 当社は、取締役全員と会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しており、各候補者の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
- 7 当社は、取締役全員を被保険者として役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、当該保険契約は2023年7月に更新する予定であります。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名全員が任期満了となります。つきましては、引き続き監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。本議案につきましては、独立社外取締役3名を含む5名の委員で構成される指名・報酬委員会で審議したうえで取締役会において決定したものです。

なお、各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

候補者番号	氏名	現在の地位及び重要な兼職	属性
1	加藤 重光 <small>かとう しげみつ</small>	常勤監査等委員	再任
2	菅野 晴隆 <small>かんの はるとか</small>	社外取締役（監査等委員） 弁護士法人ブレインハート法律事務所 代表社員社長	再任 社外 独立
3	鈴木 一徳 <small>すずき かずのり</small>	公認会計士鈴木一徳会計事務所 代表	新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

かとう しげみつ
加藤 重光 (1959年10月13日)

所有する当社の株式数…………… 2,300株

再任

【職歴、当社における地位及び担当】

1985年 5月 有限会社佐藤会計事務所 入所
1991年 11月 石のカンノ株式会社 (現 当社) 入社
2006年 4月 当社 経理部長
2010年 4月 当社 経理部 財務会計担当部長
2016年 7月 当社 経理部長
2020年 7月 当社 経理部 囑託
2021年 6月 当社 取締役[常勤監査等委員] (現任)

取締役候補者とした理由

加藤重光氏は、会計事務所での豊富な経験を有し、当社入社後は2006年4月から経理部長や財務会計担当部長を経て、2021年6月に当社常勤監査等委員に就任しております。その経験を通じて培った経験と見識が当社の経営に対する監査等に活かせるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

かんの はる たか
菅野 晴隆 (1966年8月7日)

所有する当社の株式数…………… 3,200株

再任

【職歴、当社における地位及び担当】

1997年 4月 弁護士登録 渡辺健寿法律事務所 入所
2000年 4月 ブレインハート法律事務所 開業
2017年 6月 当社 社外取締役[監査等委員] (現任)

社外

【重要な兼職の状況】

弁護士法人ブレインハート法律事務所 代表社員社長

独立

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

菅野晴隆氏は、弁護士としての法的な専門知識と企業経営者としての豊富な経験を備えており、取締役会において客観的な立場で積極的に発言し、当社における監査機能の強化に大きく貢献しております。今後においても当社の監査体制の強化に向けた提言及び発言が期待されることから、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

すずき
鈴木

かづのり
一徳

(1970年7月3日)

所有する当社の株式数…………… 一 株

新任

【職歴】

2005年4月 有限責任あずさ監査法人 入社
2014年4月 公認会計士鈴木一徳会計事務所 開業
2016年4月 税理士登録

社外

【重要な兼職の状況】

公認会計士鈴木一徳会計事務所 代表

独立

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

鈴木一徳氏は、税理士・公認会計士として財務及び会計に関する専門的な知識と金融機関4社で監査責任者の経験を有しており、客観的で中立的な監査・監督をしていただけると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

- (注) 1 菅野晴隆氏は社外取締役候補者であり、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、鈴木一徳氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として指定する予定であります。
- 2 菅野晴隆氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は、本株主総会終結の時をもって6年となります。
- 3 当社は、菅野晴隆氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、鈴木一徳氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
- 4 当社は加藤重光氏及び菅野晴隆氏との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、鈴木一徳氏の選任が承認された場合は、同内容の補償契約を締結する予定であります。
- 5 当社は、取締役全員を被保険者として役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は全額当社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、当該保険契約は2023年7月に更新する予定であります。
- 6 本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

<ご参考> 取締役のスキル・マトリックス

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決され、本株主総会終了後開催の臨時取締役会及び臨時監査等委員会において役職が選定された場合、各取締役の知識、経験及び能力等を一覧化したスキル・マトリックスは以下のとおりとなる予定です。

氏名	当社における地位	企業経営	法務・リスクマネジメント	財務・会計	営業・マーケティング・業界知見	IT・DX	人事・労務・人財開発	サステナビリティ・ESG
齋藤 高紀	代表取締役会長	●		●	●	●	●	
菅野 孝太郎	代表取締役社長	●	●		●		●	●
澤田 正晴	取締役	●		●	●	●		
熊坂 秀一	取締役	●	●		●		●	
羽田 和徳	取締役	●		●	●	●		
伊藤 信弘	社外取締役	●			●		●	●
加藤 重光	取締役 常勤監査等委員		●	●				●
菅野 晴隆	社外取締役 監査等委員		●				●	●
鈴木 一徳	社外取締役 監査等委員		●	●				●

(注) 上記の一覧表については、経験・知識や専門性等の発揮が期待できるスキルを表示しており、各自の有するすべてのスキルを表すものではありません。

(当該書面)

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症における行動制限の緩和や各種政策の効果等により、経済社会活動に回復の動きが見られました。一方で、ロシア・ウクライナ情勢の長期化によるエネルギー価格や原材料価格の高騰、円安等の為替変動の影響等により、依然として先行きは不透明な状況となっております。

このような環境の下、当社グループでは、2022年5月に「第4次中期経営計画」(2023年3月期～2025年3月期)を発表しました。同計画において、「成長をスパイラルアップするフレームづくり」を基本方針として掲げ、重点施策である「価値創造のフレームづくり」「経営資源の集中と深化」「経営基盤の強化」に取り組みました。具体的には、マーケティングの高度化に向けた「攻めのDX」の基礎づくりや、生産性向上の加速に向けたワークアウトの体系化・浸透及び「守りのDX」の基礎づくり等を推進しました。また、戦略的アセットマネジメントとして、婚礼会場3施設の閉館を進めるとともに、葬祭会館3施設の新規出店及び1施設のリノベーション等を実施し、計画的スクラップ&ビルドを推し進めました。更に、コーポレートガバナンスの充実を図るため、業務執行取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入や、取締役会の実効性評価に向けた対応及びレジリエンシーの高いリスクマネジメント体制の構築等を進めました。

当連結会計年度の当社グループの経営成績は、葬祭事業を中心にすべてのセグメントにおいて増収となり、売上高は9,562百万円(前期比10.2%増)となりました。一方で、国際情勢の影響等で仕入原価や電力料等の上昇が生じたものの、売上高増加に伴う増収等により、営業利益は623百万円(同109.4%増)、経常利益は668百万円(同95.8%増)となりました。また、婚礼会場3施設の閉館及び当該固定資産の譲渡並びに撤去の決定に伴う減損損失を特別損失に計上したことや、法人税等調整額(益)を計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は149百万円(13.8%増)となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであり、売上高についてはセグメント間の内部売上高または振替高を除き記載しております。

葬祭事業

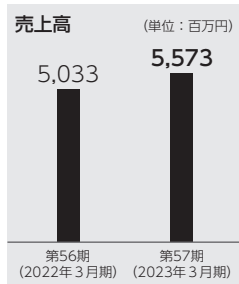
売上高

5,573百万円
(前期比10.7%増)

営業エリアの死亡者数は増加傾向で推移しました。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響による参列の自粛や会食利用の減少等はコロナ禍前の水準まで回復しておらず、葬儀の小規模化が継続しました。

このような状況の下、葬祭会館の新規出店として、2022年7月に「とわノイエ 黒岩」（福島県福島市）、12月に「こころ斎苑 飯坂 家族葬ホール」（福島県福島市）、2023年3月に「とわノイエ 八木田」（福島県福島市）の3施設を開設しました。また、葬祭会館のリノベーションとして、2022年10月に「こころ斎苑 きずな」（福島県福島市）を改築しました。更に、広告宣伝による事前相談への誘致、オプション品の販売促進による葬儀施行の単価向上施策、法事・仏壇仏具の販売や葬儀施行後の会員募集によるアフターフォロー営業の強化等に注力し、葬儀施行件数及び法事・仏壇仏具の受注等が前期よりも増加しました。

その結果、売上高は5,573百万円（前期比10.7%増）、営業利益は618百万円（同27.7%増）となりました。



石材事業

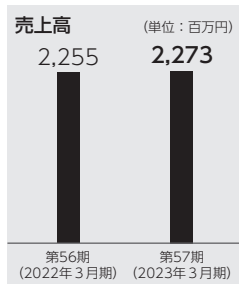
売上高

2,273百万円
(前期比0.8%増)

国際情勢の影響等により、海外における原石の在庫不足、仕入原価の上昇及び石材商品の入荷遅延等が継続しました。一方で、ベトナムにおける墓石販売については、新型コロナウイルス感染症の影響による営業活動の停滞が回復しました。

このような状況の下、石材卸売において既存取引先への販売促進に注力するとともに、石材小売において来店客誘致と店舗営業の強化及び墓石のリフォーム・メンテナンスの提案等を推進しました。また、石材卸売・石材小売ともに販売価格の見直しや単価向上施策に取り組み、石材卸売単価及び墓石建立単価等が前期よりも増加した一方で、仕入原価が上昇しました。

その結果、売上高は2,273百万円（前期比0.8%増）、営業利益は51百万円（同24.1%減）となりました。



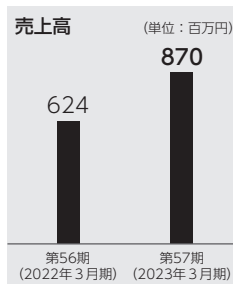
婚礼事業

売上高
870百万円
(前期比39.5%増)

新型コロナウイルス感染症の影響による挙式・披露宴の自粛や縮小等はコロナ禍前の水準まで回復しておらず、婚礼の需要減少及び小規模化が継続しました。

このような状況の下、事業環境の変化等を踏まえ、2022年6月にゲストハウス「アニエス郡山」（福島県郡山市）を閉館するとともに、2023年11月にゲストハウス「アニエス会津」（福島県会津若松市）、2024年3月に総合婚礼会場「クーラクーリアンテ サンパレス」（福島県福島市）の2施設を閉館することを決議し、営業規模の適正化を進めました。一方で、広告宣伝による新規来館への誘致、高付加価値な婚礼形式の訴求やオプション品の販売促進による婚礼施行の単価向上施策、宴会の受注促進等に注力し、婚礼施行単価及び宴会施行件数等が前期よりも増加しました。

その結果、売上高は870百万円（前期比39.5%増）、営業損失は195百万円（前期は営業損失382百万円）となりました。



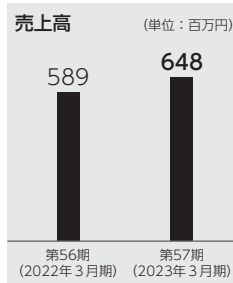
生花事業

売上高
648百万円
(前期比10.1%増)

新型コロナウイルス感染症の影響による葬儀の小規模化は継続しているものの、葬儀の需要増加に伴い、生花商品の需要は増加傾向で推移しました。

このような状況の下、葬儀社への生花商品の提案、生花店や葬儀社へのオンラインショップの訴求及び架電・DM・SNSによる情報発信の強化等、新規取引先の開拓と既存取引先への深耕に注力し、生花商品の卸売数量が前期よりも増加しました。また、相場高の継続により生花の卸売単価及び仕入原価が上昇しました。

その結果、売上高は648百万円（前期比10.1%増）、営業利益は151百万円（同8.5%増）となりました。

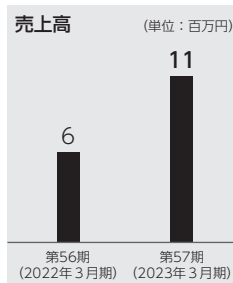


互助会事業

売上高
11百万円
(前期比78.4%増)

2022年4月に組織改革を行い、営業部門を葬祭事業へ移管するとともに、葬祭事業からの手数料収入や当社に対する経営管理料等を見直しました。

その結果、売上高は11百万円（前期比78.4%増）、営業損失は12百万円（前期は営業利益45百万円）となりました。



その他

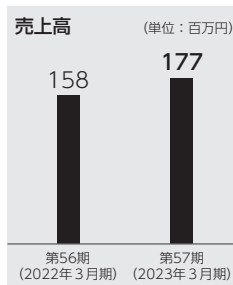
売上高

177百万円

(前期比11.9%増)

オリジナル紙棺「悠舟」や高級棺の販売促進等に注力し、棺の卸売単価が前期よりも増加しました。一方で、国際情勢の影響等により、仕入原価が上昇しました。

その結果、売上高は177百万円（前期比11.9%増）、営業損失は4百万円（前期は営業利益5百万円）となりました。



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は319百万円（建設仮勘定を除き、無形固定資産を含む。金額には消費税を含めておりません。）であり、その主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

セグメント	施設名	設備の内容	投資の内容	金額 (百万円)
葬祭事業	こころ斎苑 飯坂 家族葬ホール (福島県福島市)	葬祭会館	開設	47
葬祭事業	とわノイエ 黒岩 (福島県福島市)	葬祭会館	開設	20
葬祭事業	こころ斎苑 鎌田 (福島県福島市)	照明器具	更新	18
葬祭事業	こころ斎苑 久留米 (福島県郡山市)	太陽光発電設備	設置	18
葬祭事業	とわノイエ 八木田 (福島県福島市)	葬祭会館	開設	15
葬祭事業	こころ斎苑 きずな (福島県福島市)	葬祭会館	改築	15

② 当連結会計年度末現在における設備の除却、売却等

セグメント	施設名	設備の内容	除却等の開始年月	除却等の理由
婚礼事業	アニエス郡山 (福島県郡山市)	婚礼会場	2023年 1月	撤 去
婚礼事業	アニエス郡山 (福島県郡山市)	土 地	2023年 7月	売 却
婚礼事業	アニエス会津 (福島県会津若松市)	婚礼会場	2023年 12月	撤 去
婚礼事業	クーラクーリアンテ サンパレス (福島県福島市)	婚礼会場 及び土地	2024年 4月	売 却

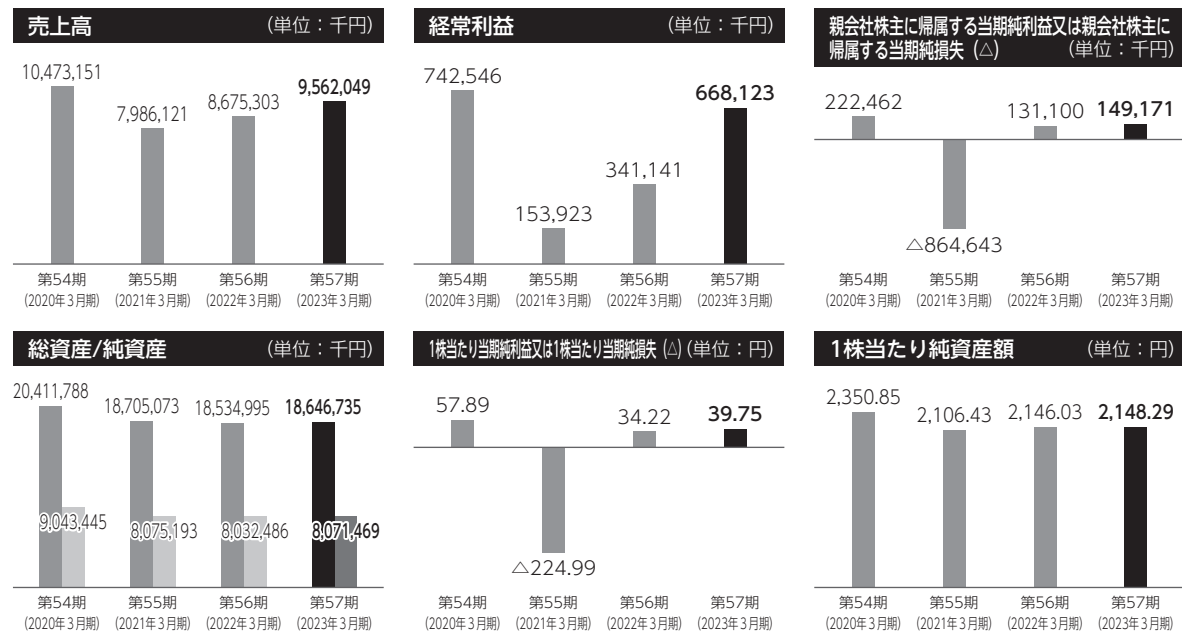
(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、116百万円の長期借入金返済を行いました。

また、当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額1,500百万円の当座借越契約を締結しております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

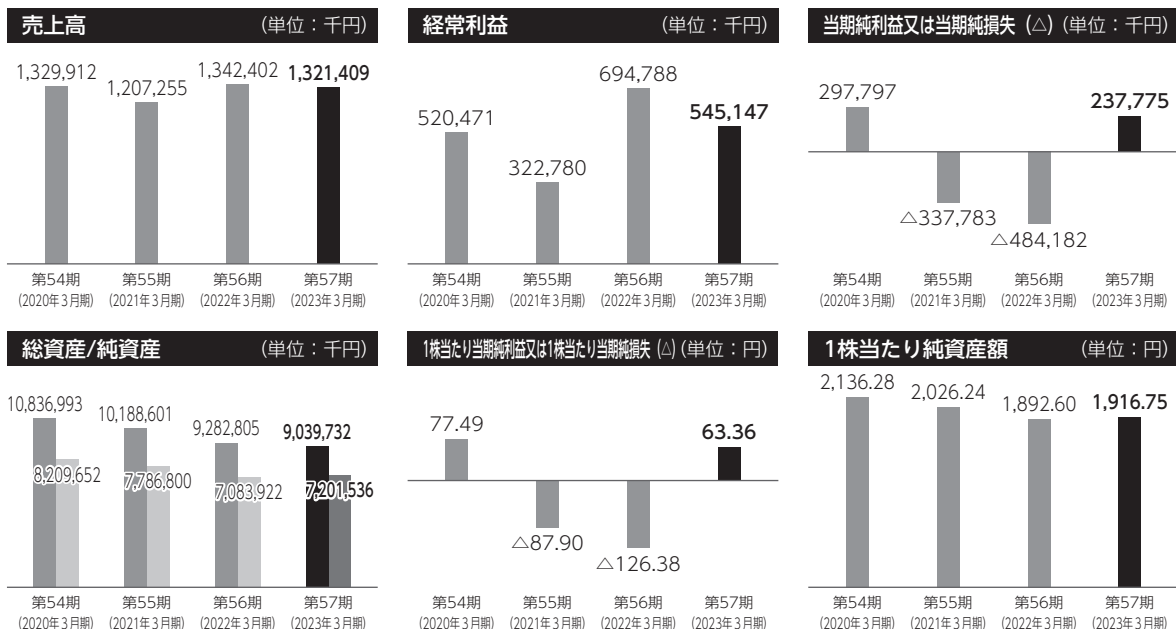


		第54期 (2020年3月期)	第55期 (2021年3月期)	第56期 (2022年3月期)	第57期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高	(千円)	10,473,151	7,986,121	8,675,303	9,562,049
経常利益	(千円)	742,546	153,923	341,141	668,123
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(千円)	222,462	△864,643	131,100	149,171
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	(円)	57.89	△224.99	34.22	39.75
総資産	(千円)	20,411,788	18,705,073	18,534,995	18,646,735
純資産	(千円)	9,043,445	8,075,193	8,032,486	8,071,469
1株当たり純資産額	(円)	2,350.85	2,106.43	2,146.03	2,148.29

(注) 1 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を除く普通株式の期中平均株式数により計算しております。

2 1株当たり純資産額は、期末の普通株式の発行済株式数から自己株式数を除いた値により計算しております。

② 当社の財産及び損益の状況



		第54期 (2020年3月期)	第55期 (2021年3月期)	第56期 (2022年3月期)	第57期 (当事業年度) (2023年3月期)
売上高	(千円)	1,329,912	1,207,255	1,342,402	1,321,409
経常利益	(千円)	520,471	322,780	694,788	545,147
当期純利益又は当期純損失 (△)	(千円)	297,797	△337,783	△484,182	237,775
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	77.49	△87.90	△126.38	63.36
総資産	(千円)	10,836,993	10,188,601	9,282,805	9,039,732
純資産	(千円)	8,209,652	7,786,800	7,083,922	7,201,536
1株当たり純資産額	(円)	2,136.28	2,026.24	1,892.60	1,916.75

- (注) 1 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を除く普通株式の期中平均株式数により計算しております。
 2 1株当たり純資産額は、期末の普通株式の発行済株式数から自己株式数を除いた値により計算しております。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	出資比率 (%)	所在地	主要な事業内容
株式会社たまのや	50,000	100.0	福島県 福島市	葬祭事業
カンノ・トレーディング株式会社	10,000	100.0	福島県 福島市	石材事業
株式会社With Wedding	40,000	100.0	福島県 郡山市	婚礼事業
株式会社フルール	10,000	100.0	福島県 福島市	生花事業 その他（装販部門）
株式会社ハートライン	50,000	100.0	福島県 福島市	互助会事業
株式会社北関東互助センター	40,000	100.0	栃木県 宇都宮市	葬祭事業 互助会事業
カンノ・トレーディング・ベトナム 有限会社	約42,699 (90億VND)	100.0	ベトナム ホーチミン市	石材事業

(注) 当事業年度末日において、特定完全子会社はありません。

(6) 対処すべき課題

経営環境につきましては、ウィズコロナの下、各種政策の効果もあって、国内景気が持ち直していくことが期待されます。しかしながら、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが国内景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等による影響に注視する必要があります。

また、当社グループを取巻く事業環境におきましても、少子高齢化による需要への影響、時流の変化による儀式・埋葬の形態の多様化、価値観や生活様式の変化に伴うお客様ニーズの変化、異業種からの業界参入等、今後も変化の激しい状況が継続するものと予想されます。

こうした経営環境の中、当社グループが対処すべき主な課題及び対応策は、次のとおりであります。

- ① 人財の確保及び育成
積極的な採用による人財確保、ニューノーマル時代の働き方への適応による人財定着教育研修の充実や各種資格取得の奨励によるサービス及び業務品質の向上
継続的にリーダー人財を輩出する枠組み構築と風土醸成
- ② 変化するニーズへの対応
多様な儀式形態を実現するための施設面での充実
利用者のニーズを的確に捉えた独自性の高い商品・サービスの開発
オンラインを活用した営業スタイルの拡充
- ③ 営業エリアの拡大
葬祭事業における葬祭会館の戦略的新規出店、M&A・アライアンス等の推進
石材事業における関東地区及びベトナムを中心とした販路拡大
生花事業における既存営業所の販路拡大、新規営業所の設置検討
- ④ コンプライアンス体制の整備
コンプライアンス行動規範の浸透と遵守
コンプライアンス委員会におけるコンプライアンス体制の構築・運用の推進
内部通報制度・相談窓口の整備と全役職員及び当社の取引先に対する周知
- ⑤ レジリエンシーの高いリスクマネジメント
事業継続計画（BCP）の随時改訂、事業継続マネジメント（BCM）体制への移行
リスク管理体制及び危機管理体制の拡充、事業継続能力の維持・強化
常に事業継続に対する意識の高い企業体質・企業文化の醸成
- ⑥ サステナビリティを巡る課題への対応
福祉分野、文化・スポーツ分野、環境分野を中心とした様々な活動への取組み
基本方針の策定、推進するための枠組みの整備、目標管理及び効果測定等の推進

経営戦略につきましては、当社グループは「2030年ビジョン」の実現に向け、「第4次中期経営計画」（2023年3月期～2025年3月期）の重点施策に引き続き取り組んでまいります。まず、マーケティングの高度化を図るとともに、生産性向上を加速させ、価値創造のフレームづくりを推し進めます。また、戦略的アセットマネジメントや事業開発による業容拡大等、経営資源の集中と深化を進めてまいります。更に、人事戦略のブラッシュアップやコーポレートガバナンスの充実等、経営基盤の強化に努めます。

(7) 主要な事業内容

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、2023年3月31日現在、当社、連結子会社7社及び関係会社3社で構成されております。

当社は純粋持株会社としてグループ運営に係る経営戦略企画、業績管理、不動産管理、総務・経理・人事等の管理業務を行っております。各事業子会社は、葬儀施行及び葬祭に係る商品・サービスの提供（葬祭事業）、墓石・石材加工商品等の卸売・小売（石材事業）、婚礼施行及び婚礼に係る商品・サービスの提供（婚礼事業）、生花・生花商品等の卸売（生花事業）、冠婚葬祭互助会の運営（互助会事業）及びこれらに付随するその他の事業を行っております。これら各事業が連携することにより、相乗効果を高めた総合的な事業展開を行っております。

各事業の内容は次のとおりであります。

① 葬祭事業

当事業は、葬儀施行及び葬祭に係る商品・サービスの提供を主な業務としており、連結子会社である株式会社たまのや及び株式会社北関東互助センターが、自社施設を利用した葬儀施行及び自宅や寺院での葬儀の補助を行うほか、葬儀施行業務の受託、供花・供物の販売、法事施行、仏壇・仏具販売等を行っております。

当事業においては、自社施設として、福島県、茨城県及び栃木県において葬祭会館33施設を展開しており、家族葬等の小規模葬儀から大規模葬儀まで対応可能な体制を構築しております。加えて、葬儀形態、会場及び会葬者数、地域慣習、利用者ニーズ等に応じた各種「パッケージプラン」を提供しており、利用者にとってわかりやすい料金サービス体系を構築しております。

また、サービス品質及び信頼度の維持向上等を図るため、人財育成・教育に注力しており、厚生労働省認定葬祭ディレクター技能審査「葬祭ディレクター」の資格取得の奨励等により、ご遺族に対する「こころの安らぎ」の提供にも努めております。

更に株式会社たまのやにおいては、自社による葬儀施行のほか、JA全農福島及び福島県内の農業協同組合（以下、「JA組合」という。）全組合が出資する株式会社JAライフクリエイティブ福島との業務委託契約に基づき、同社が各JA組合より受託した葬儀施行に係る一部業務を受託しており、主に自社施設を展開していないエリアにおいて当該形態での事業を行っております。

なお、株式会社たまのやは、株式会社With Weddingより葬儀に係る仕出料理、株式会社フルールより生花・生花商品及び棺等を仕入れているほか、株式会社ハートラインより互助会会員に係る葬儀施行を受託する等、グループ連携を強化した事業展開を図っております。

② 石材事業

当事業は、墓石・石材加工商品等の卸売・小売を主な事業としており、日本国内では連結子会社であるカンノ・トレーディング株式会社が墓石等の石材店への卸売と一般顧客への小売及び霊園斡旋等を行っております。また、海外においては、連結子会社であるカンノ・トレーディング・ベトナム有限会社（ベトナム・ホーチミン市）が墓石販売等を行うほか、持分法適用関連会社である天津中建万里石石材有限公司が石材加工商品の供給等を行っております。

石材卸売は、中国・インド・ベトナム等を中心とした海外から墓石・石材加工商品を輸入し、東日本を中心とした石材店へ販売しております。また、中国福建省廈門市に事務所を設置し、商品仕入業務の円滑化及び商品品質の維持向上に努めるほか、デザイン性の追求や耐震化等の機能開発を行い、これらの付加価値商品を中心に提案しております。

石材小売は、「石のカンノ」の屋号で、福島県に5店舗、長野県に1店舗、東京都、茨城県にそれぞれ1営業所を展開し、墓石等の小売・霊園斡旋及び法人向けの建築石材の施工並びに東京都における屋内納骨堂の販売代行等を行っております。墓石については「オリジナルデザイン墓石」や「耐震構造墓石」の取扱いや20年保証等により他社との差別化を強化し、消費者のニーズに応じた墓石商品を提供しております。また、一般社団法人日本石材産業協会が認定する「お墓ディレクター」の資格取得を奨励するとともに、改葬や墓じまい、リフォーム・メンテナンス等のサービス品質の維持向上にも努めております。

③ 婚礼事業

当事業は、婚礼施行及び婚礼に係る商品・サービスの提供を主な業務としており、連結子会社である株式会社With Weddingが、福島県において異なるタイプの婚礼会場を運営し、挙式や披露宴・宴会等の施行サービスを提供しております。また、人財育成・教育に注力しており、一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会が認定する「ブライダルプロデューサー」の資格取得の奨励等により、新郎新婦の親族及び友人等の参列者の心が通い合うような挙式・披露宴のプロデュースに努めております。

当事業においては、福島県内の一部で株式会社たまのやに仕出料理等のケータリングを行っているほか、株式会社ハートラインより互助会会員に係る婚礼施行を受託する等、グループ連携を強化した事業展開を図っております。

④ 生花事業

当事業は、生花・生花商品等の卸売を主な業務としており、連結子会社である株式会社フルールがグループ内外の葬祭事業会社に対する生花及び生花商品の供給に加え、一般の生花小売店等向けに同商品の卸売を行っております。

福島県、栃木県、山形県に営業所を設置し、東北、北関東地区を中心として販売先の拡大を図っております。

⑤ 互助会事業

当事業は、当社グループの将来の顧客基盤を確保するため、連結子会社である株式会社ハートライン及び株式会社北関東互助センターが割賦販売法に定める前払式特定取引業者として許可を受け冠婚葬祭互助会の運営を行っております（〔経済産業大臣許可（互）第2001号・3057号〕）。また、株式会社メモリード・ライフの代理店として、少額短期保険加入者の募集代理店業務を行っております。

冠婚葬祭互助会は、会員が月掛金を一定期間払い込むことで、グループ内の株式会社たまのや、株式会社北関東互助センター及び株式会社With Wedding並びに提携する式場等で冠婚葬祭施行の際、通常料金より割安な料金にて役務サービスを利用できる会員制組織であります。更に、会員特典として割引価格によるサービス等を受けることができます。会員に対しては、会報誌の発行、各種相談への窓口及びオンラインでの対応、生活情報の発信等により、会員の付加価値の向上に努めております。

なお、株式会社ハートラインにおいては株式会社たまのや及び株式会社With Weddingに対し、施行委託することにより一定の手数料を受け取っております。

⑥ その他

その他は株式会社フルールの装販部門であり、棺・葬祭用品の卸売事業を行っております。

- (8) **主要な事業所** (2023年3月31日現在)
 当社本社：福島県福島市鎌田字舟戸前15番地1
 主要な営業所：

	事業会社名	福島県内	福島県外	合計
葬祭事業	株式会社たまのや	26	2	28
	株式会社北関東互助センター	－	5	5
石材事業	カンノ・トレーディング株式会社	6	6	12
	カンノ・トレーディング・ベトナム有限公司	－	1	1
婚礼事業	株式会社With Wedding	4	－	4
生花事業	株式会社フルール	1	2	3
互助会事業	株式会社ハートライン	1	－	1
その他 (装販部門)	株式会社フルール	1	－	1

- (9) **使用人の状況** (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

	前年度末	当年度末
従業員数	501名 (22名)	507名 (20名)

(注) 従業員数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外からの当社グループへの出向者を含む。) であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の () は臨時従業員の年間平均雇用人数 (1日当たり7時間40分換算) を外書きしております。

② 当社の使用人の状況

	前年度末	当年度末
従業員数	32名	30名
平均年齢 (歳)	45.7	46.9
平均勤続年数 (年)	16.1	18.1

(注) 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。ただし、当社グループ内の出向は出向扱いとしない。) であり、臨時雇用者数 (パート、アルバイトを含む。) は、含んでおりません。

(10) **主要な借入先** (2023年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社きらやか銀行	52,800千円
株式会社日本政策投資銀行	24,400千円
株式会社秋田銀行	8,740千円
株式会社福島銀行	8,740千円

(11) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 5,100,000株
- ② 発行済株式の総数 3,843,100株
- ③ 株主数 909名
- ④ 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
カンノ合同会社	920,000株	24.5%
齋藤高紀	425,500株	11.3%
川島利介	278,775株	7.4%
(株) SBI証券	187,800株	5.0%
こころネットグループ従業員持株会	187,540株	5.0%
(株) 東邦銀行	175,000株	4.7%
(株) 福島銀行	135,000株	3.6%
水元公仁	103,900株	2.8%
菅野孝太郎	79,840株	2.1%
福島信用金庫	50,000株	1.3%

(注) 持株比率は自己株式 (85,945株) を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	7,800株	4名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、34頁「(3) 会社役員に関する事項 ③ 当事業年度に係る取締役及び監査等委員の報酬等の総額」、35頁「④ 監査等委員を除く取締役の報酬等に関する決定方針」に記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

自己株式の処分

当社は、2022年6月28日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり譲渡制限付株式として自己株式の処分を行いました。

処分した株式の種類及び株式数	普通株式 14,200株
処分価額の総額	12,751,600円
割当先	当社の取締役 4名 7,800株 当社の子会社の取締役 5名 6,400株
払込期日	2022年7月20日

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	齋藤高紀	
代表取締役社長	菅野孝太郎	〈重要な兼職の状況〉 天津中建万里石石材有限公司 董事
取 締 役	澤田正晴	[担当] 経営企画部長
取 締 役	熊坂秀一	[担当] 人事部長
取 締 役	羽田和徳	〈重要な兼職の状況〉 株式会社たまのや 代表取締役 株式会社フルール 代表取締役
取 締 役	伊藤信弘	〈重要な兼職の状況〉 株式会社いちい 代表取締役社長 株式会社ヒロックス 代表取締役社長 株式会社アイホールディングス 代表取締役社長
取 締 役 (監査等委員・常勤)	加藤重光	
取 締 役 (監査等委員)	大出隆秀	〈重要な兼職の状況〉 有限会社大出会計事務所 代表取締役
取 締 役 (監査等委員)	菅野晴隆	〈重要な兼職の状況〉 弁護士法人ブレインハート法律事務所 代表社員社長

- (注) 1 取締役伊藤信弘氏及び取締役(監査等委員)大出隆秀氏並びに菅野晴隆氏は社外取締役であります。
- 2 取締役(常勤監査等委員)加藤重光氏は、会計事務所での経験を有し、当社において経理部長の経歴もあり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 3 取締役(監査等委員)大出隆秀氏は、税理士・公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 4 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、加藤重光氏を常勤の監査等委員に選定しております。
- 5 当社は、取締役伊藤信弘氏及び取締役(監査等委員)大出隆秀氏並びに菅野晴隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 6 当社と、社外取締役伊藤信弘氏及び社外取締役(監査等委員)大出隆秀氏並びに菅野晴隆氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

② 事業年度中に退任した取締役
該当事項はありません。

③ 当事業年度に係る取締役及び監査等委員の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	81,911 (1,440)	74,907 (1,440)	—	7,004 (—)	5名 (1名)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	10,356 (2,880)	10,356 (2,880)	—	—	3名 (2名)
合 計 (うち社外取締役)	92,267 (4,320)	85,263 (4,320)	—	7,004 (—)	8名 (3名)

- (注) 1 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の支給人員は、無報酬の取締役1名を除いております。
- 2 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬の限度額は、2015年6月25日開催の定時株主総会において年額144百万円以内(うち社外取締役分は年額10百万円以内。なお、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち社外取締役1名)です。
- また、現行の取締役の金銭報酬枠の範囲内で、2022年6月28日開催の定時株主総会において、株式報酬の金額として年額14百万円以内、株式数の総数は年14,000株以内(社外取締役は付与対象外)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は5名です。

- 3 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「④ 監査等委員を除く取締役の報酬等に関する決定方針」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、31頁「2 会社の現況 (1) 株式の状況 ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
- 4 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年6月25日開催の定時株主総会において年額36百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名（うち社外取締役2名）です。

④ 監査等委員を除く取締役の報酬等に関する決定方針

監査等委員を除く取締役の報酬には、インセンティブを付与する重要な機能があると考えられることから、その報酬等を適切な内容とするための仕組みを構築すべく、「監査等委員を除く取締役の報酬に関する決定方針」（以下、「決定方針」という。）の原案を指名・報酬委員会に諮問し、審議、答申内容を踏まえて取締役会において決定方針を以下のとおり決議いたしました。

(i) 基本方針

当社は、業務執行取締役の報酬は、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うため、基本報酬と株式報酬の構成とする。なお、基本報酬と株式報酬の割合は、おおむね9：1となるように支給するものとする。

当社は、非業務執行取締役の報酬は、原則として定額の基本報酬のみで構成し、株式報酬は支給しない。

(ii) 基本報酬（金銭報酬）の個人別報酬額に関する決定方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬を、年俸制による固定報酬額を12等分した月例の金銭報酬とする。個人別報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額内において、代表取締役が、業種、適切な比較対象となる他社報酬等の水準、当社における他役職員の水準等を考慮して報酬案を作成し、指名・報酬委員会における公正かつ透明性の高い審議及び答申を経たうえで、取締役会において決定する。

監査等委員である取締役の基本報酬は、株主総会で決議された報酬限度額内で、監査等委員会において決定する。

(iii) 株式報酬（譲渡制限付株式報酬）の個人別報酬額に関する決定方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社は、業務執行取締役の株式報酬を、当社の普通株式を用いて、毎年、定時株主総会後の一定の時期に付与する譲渡制限付株式報酬とする。本株式の譲渡制限は、1年から5年間の範囲で取締役会が定めた期間としたうえで、取締役会が定めた勤務条件及び業績目標の達成を条件として解除する。

個人別報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額内において、代表取締役が、役位、職責、在任年数を考慮して報酬案を作成し、指名・報酬委員会における公正かつ透明性の高い審議及び答申を経たうえで、取締役会において決定する。

⑤ 取締役の個人別報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
 取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会の審議及び答申を確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 社外役員に関する事項

(i) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役伊藤信弘氏は、株式会社いちい、株式会社ヒロックス、株式会社アイホールディングスの代表取締役社長であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）大出隆秀氏は、有限会社大出会計事務所の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）菅野晴隆氏は、弁護士法人ブレインハート法律事務所の代表社員社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

(ii) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	伊藤 信弘	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。企業経営者としての見地から豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会では積極的に意見を述べており、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割、責務を発揮しております。また、指名・報酬委員会の委員として独立した客観的な立場から同委員会の審議に参画しております。
取締役 (監査等委員)	大出 隆秀	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに、また、監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。税理士・公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保する発言を行っており、監査等委員会においては、当社の経理システム並びに内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として独立した客観的な立場から同委員会の審議に参画しております。
	菅野 晴隆	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに、また、監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保する発言を行っており、監査等委員会においては、当社のコンプライアンス体制等について、適宜、必要な発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として独立した客観的な立場から同委員会の審議に参画しております。

⑦ 補償契約の内容の概要

当社は、取締役全員と会社法430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しております。

⑧ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役全員を被保険者として役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により補填されないなど一定の免責事由があります。なお、当該保険契約は2023年7月に更新する予定であります。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 東邦監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

	東 邦 監 査 法 人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,200千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,200千円

(注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2 監査等委員会は、会計監査人による当該事業年度の監査計画の内容、監査時間及び報酬見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬の額につき会社法第399条第1項及び同条第3項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

3 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

4 株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等の決定につきましては、当社を取り巻く経営環境や以下の方針によって実施することとしております。

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付け、安定した配当を継続的に実施することを基本方針とし、内部留保資金については、財務体質の強化、今後成長が見込める事業分野への投資、設備投資、研究開発投資、人的資本への投資等、今後の事業展開に備えた経営基盤の強化に活用いたします。

また、自己株式の取得につきましては、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら検討してまいります。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、1株当たり15円とさせていただきますと存じます。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,574,214	流 動 負 債	1,387,233
現金及び預金	4,005,913	買掛金	362,912
受取手形	14,546	1年内返済予定の長期借入金	53,480
売掛金	540,489	リース債務	956
有価証券	275,371	未払法人税等	64,807
商品及び製品	418,011	賞与引当金	211,788
仕掛品	44,275	その他の	693,288
原材料及び貯蔵品	35,711	固 定 負 債	9,188,032
未収還付法人税等	110,930	長期借入金	41,200
その他の	444,974	リース債務	3,420
貸倒引当金	△316,010	繰延税金負債	3,440
固 定 資 産	13,072,521	前受金復活損失引当金	11,535
有 形 固 定 資 産	8,007,005	資産除去債務	185,117
建物及び構築物	3,190,680	負ののれん	30,982
機械装置及び運搬具	131,432	前払式特定取引前受金	8,831,850
土地	4,585,667	その他の	80,484
リース資産	4,325	負 債 合 計	10,575,266
建設仮勘定	7,546	純 資 産 の 部	
その他の	87,353	科 目	金 額
無 形 固 定 資 産	276,422	株 主 資 本	7,971,744
のれん	205,165	資本金	500,658
その他の	71,256	資本剰余金	2,027,236
投 資 そ の 他 の 資 産	4,789,092	利益剰余金	5,516,829
投資有価証券	615,399	自己株式	△72,980
長期貸付金	34,998	その他の包括利益累計額	99,725
繰延税金資産	548,512	その他有価証券評価差額金	2,049
営業保証金	516,018	為替換算調整勘定	97,676
供託金	2,094,900	純 資 産 合 計	8,071,469
その他の	1,032,695	負 債 純 資 産 合 計	18,646,735
貸倒引当金	△53,432		
資 産 合 計	18,646,735		

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連 結 損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		9,562,049
売上原価		6,511,750
売上総利益		3,050,298
販売費及び一般管理費		2,426,435
営業利益		623,863
営業外収益		
受取利息	9,407	
受取配当金	3,431	
負債のれん償却額	12,393	
受取賃貸料	12,631	
掛金解約手数料	24,267	
貸倒引当金戻入	18,325	
その他	35,589	116,045
営業外費用		
支払利息	849	
持分法による投資損失	38,393	
為替差損	10,607	
休止固定資産減価償却費	7,797	
遊休資産諸費用	7,471	
前受金復活損失引当金繰入	224	
その他	6,442	71,785
経常利益		668,123
特別利益		
固定資産売却益	2,457	
投資有価証券売却益	30,944	
補助金の収	3,874	
その他	1,505	38,781
特別損失		
減損損失	517,780	
災害による損失	8,102	
固定資産除却損	13,980	
投資有価証券評価損	846	
投資有価証券売却損	19,185	559,894
税金等調整前当期純利益		147,010
法人税、住民税及び事業税	174,683	
法人税等調整額	△176,843	△2,160
当期純利益		149,171
親会社株主に帰属する当期純利益		149,171

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,834,485	流 動 負 債	547,677
現金及び預金	1,279,301	1年内返済予定の長期借入金	286,280
売掛金	80,956	未払金	206,756
短期貸付金	524,144	未払法人税等	7,742
未収入金	128,816	賞与引当金	18,062
未収還付法人税等	86,686	その他	28,835
立替金	14,442	固 定 負 債	1,290,518
その他の他	53,155	長期借入金	1,185,400
貸倒引当金	△333,017	資産除去債務	66,069
固 定 資 産	7,205,247	負ののれん	19,574
有 形 固 定 資 産	4,507,081	役員に対する長期未払金	19,234
建築物	1,494,273	その他	240
構築物	139,927	負 債 合 計	1,838,196
機械及び装置	40,008	純 資 産 の 部	
車両運搬具	3,248	科 目	金 額
工具、器具及び備品	2,486	株 主 資 本	7,199,486
土地	2,824,589	資 本 金	500,658
建設仮勘定	2,546	資 本 剰 余 金	2,011,955
無 形 固 定 資 産	61,591	資本準備金	2,011,261
のれん	5,375	その他資本剰余金	693
借地権	2,388	利 益 剰 余 金	4,759,853
商標権	150	利益準備金	24,035
ソフトウェア	51,507	その他利益剰余金	4,735,818
その他	2,170	別途積立金	590,535
投 資 其 他 の 資 産	2,636,575	繰越利益剰余金	4,145,283
投資有価証券	42,074	自 己 株 式	△72,980
関係会社株式	1,177,364	評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,049
出資	2,791	その他有価証券評価差額金	2,049
関係会社出資金	133,032	純 資 産 合 計	7,201,536
長期貸付金	1,013,359	負 債 純 資 産 合 計	9,039,732
繰延税金資産	267,208		
その他の他	33,060		
貸倒引当金	△32,315		
資 産 合 計	9,039,732		

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		1,321,409
売上原価		272,549
販売費及び一般管理費		1,048,859
営業利益		528,298
営業外収益		520,561
受取利息	16,878	
負ののれん償却額	7,829	
出向料	7,704	
その他	8,080	40,493
営業外費用		
支払利息	8,318	
貸倒引当金繰入額	7,037	
その他	550	15,906
経常利益		545,147
特別利益		
固定資産売却益	300	
投資有価証券売却益	30,944	
その他	523	31,767
特別損失		
固定資産除却損失	10,836	
減損損失	328,639	
災害による損失	44,285	
投資有価証券評価損	846	
関係会社出資金評価損	5,770	390,378
税引前当期純利益		186,537
法人税、住民税及び事業税	21,510	
法人税等調整額	△72,749	△51,238
当期純利益		237,775

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

こころネット株式会社
取締役会 御中

東邦監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 小 宮 直 樹
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 渡 辺 慎 志
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、こころネット株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、こころネット株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

こころネット株式会社
取締役会 御中

東邦監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 小 宮 直 樹

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 渡 辺 慎 志

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、こころネット株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第57期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び子会社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、常勤監査等委員が重要な子会社の監査役を兼務しており、重要な子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月31日

こころネット株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 加藤 重光 ㊞

監査等委員 大出 隆秀 ㊞

監査等委員 菅野 晴隆 ㊞

(注) 監査等委員大出隆秀及び菅野晴隆は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

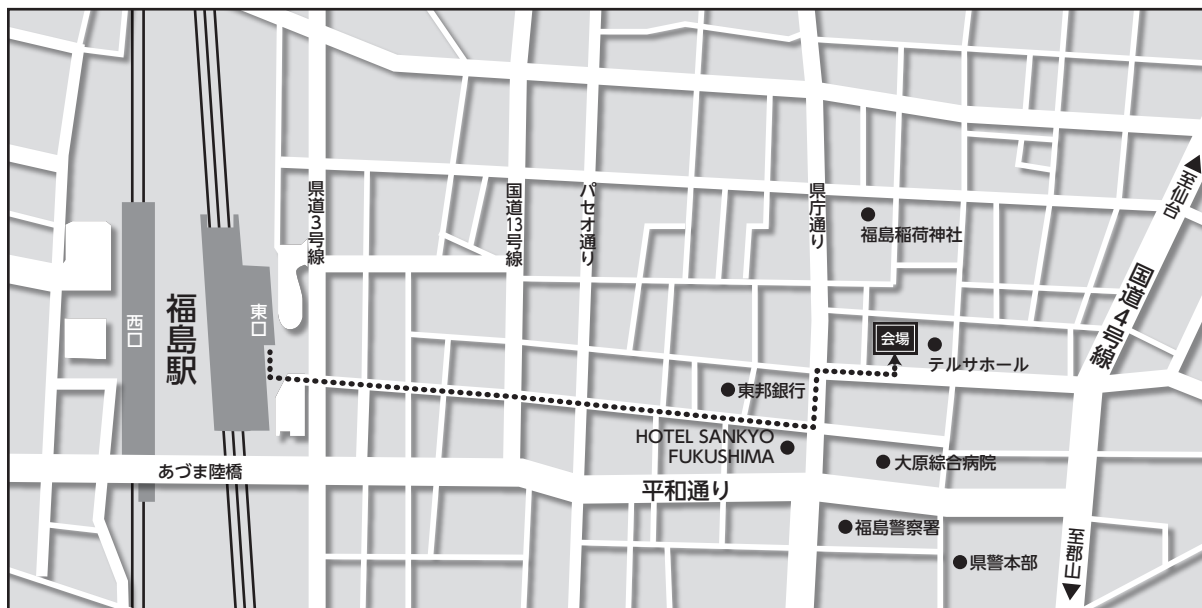
第57回定時株主総会会場ご案内図

会 場

クーラクーリアンテ サンパレス 4階 ベリル
福島県福島市上町4番30号 TEL 024-523-3811

交 通

J R福島駅 東口より 徒歩約10分



※駐車スペースに限りがありますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。